

スロヴェニア共和国における 読み書き障害支援政策の沿革

— ディスレクシアの学習者を対象とした日本語教育支援の基礎として —

Supporting Learning Disabilities in Slovenia: Building a Social System for Japanese Language Learners with Dyslexia

池田伸子, 守時なぎさ
IKEDA Nobuko, MORITOKI Nagisa



日本語教育、ディスレクシア、政策、連携、スロヴェニア
Key words: Teaching Japanese as a foreign language, dyslexia, social system,
cooperation, Slovenia

Abstract

This paper aims to grasp the present situation of a learning disability “dyslexia” in Slovenia and to make some proposals for teaching Japanese language as a foreign language to learners with dyslexia. So far, only a few examples of dyslexia are reported in Japan. However, more and more people in the world with dyslexia are studying Japanese as a foreign language and they are facing problems for which no support is expected in the process of Japanese language learning. As language teachers, we need to recognize the situation and to improve the conditions for Japanese language learners with dyslexia. An analysis of the Slovene situation leads us to the following four proposals: 1) to let people recognize dyslexia as a phenomenon, 2) to enact a social system for people with dyslexia, 3) to establish a criteria for performance evaluation of involved students in Japanese language learning, and 4) to develop a learning method and learning materials for these specific learners. The most important finding from the Slovene examples is the fact that we should spread awareness towards dyslexia among teachers, specialists, doctors, counselors and others, so that all these professions may cooperate to support in the society.

1. はじめに

ディスレクシアは学習障害の一つの症例で、具体的には知能の面では遅れがないにも関わらず、文字を読むことや書くことに困難を持つことである。欧米では日本よりもディスレクシアを抱える人が多いと言われており¹⁾、国や言語によって違いはあるものの、これまでに様々な報告や研究、指導法が発表されている。しかし、日本語では発症率が低いことから、日本においてディスレクシアの存在が正式に求められたのは最近のことであり、日本語教育の現場ではディスレクシアを抱える学習者に対する受け入れ体制や指導法がほとんど整備されていない。日本語を外国語として学ぶ人々は、日本国内のみならず世界中に存在し、それらの地域で既にディスレクシア支援が始まっていることを考えれば、日本語教育においてもディスレクシアを抱える学習者を受け入れる体制を整えるための調査・報告・研究が急務である。

本稿では、スロヴェニアにおけるディスレクシアを取り巻く現状²⁾、特に国家的な法整備と社会的な支援体制についての現状を概観する。ディスレクシアを抱えている日本語学習者は自国と同じような支援を日本や日本語のクラスでも期待し、要求する。そのため、日本語教育では世界の国々がディスレクシアの問題にどのように対処しているか知る必要があるからである。またスロヴェニアの現状をもとにして、日本語教育におけるディスレクシアの対応に関する提言も行いたい。

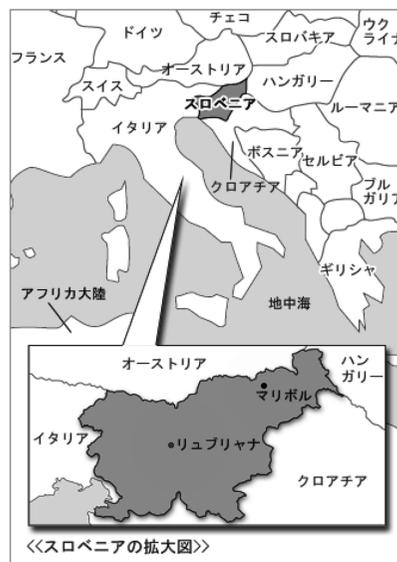
2. スロヴェニア概観

スロヴェニアは1991年にユーゴスラビアから独立した中央ヨーロッパに位置する国である。北にオーストリア、西にイタリア、南にクロアチア、東にはハンガリーと接しており、歴史的にはベネチア・トリエステからウィーン・ブダペストへの交通の要所であった。20世紀初頭までは長くオーストリア・ハンガリー帝国の支配下にあったが、ヨーロッパにおける民族自決の波に乗って1918年セルビア・クロアチア・スロヴェニア王国が独立した（その後1929年にユーゴスラビア王国と改称）。第二次世界大戦後はチトーの指導の下にユーゴスラビア社会主義連邦共和国が独立し、ソ連の干渉に抵抗しながら独自の社会主義路線を歩んでいたが、チトーの死後、連邦共和国は徐々に崩壊の道を進んでいき、ついに1991年スロヴェニア共和国として独立するに至った。

国土は約2万平方キロメートルで四国に匹敵し、人口は約200万人である。現在の公用語はスロヴェニア語³⁾であるが、1918年のセルビア・クロアチア・スロヴェニア王国建国までは長くドイツ語が公用語として用いられており、スロヴェニア語は地域語としての地位を持っているに過ぎなかった。またスロヴェニアの地理的条件から、東西の国境近くではイタリア語・ハンガリー語の二言語政策が施行されているだけでなく、スロヴェニア語においても国境付近では語彙・表現のレベルにおいて国境を接する言語、すなわちイタリア語、クロアチア語、ハンガリー語およびドイツ語の影響が見られる。また現在では、他の言語同様、英語からの借用語が特に若者の口

語に多く用いられている。

スロヴェニアの日本語教育は、1982年『スロヴェニア東方学会』の枠内で語学講座が行われたことに端を発する。この日本語講座は、ボランティアによって運営される一般受講者向けの集中語学講座であったが、1990年に常在の講師が不在となったため年2回の集中講座として運営されることになった。これに伴い、語学講座だけではなく言語、文化、歴史、哲学など幅広い分野の講師を日本から招待して講演が行われた。この日本語講座を吸収・発展させて設立されたのが、リュブリャナ大学文学部アジア・アフリカ研究学科における日本研究コースである。日本研究コースは、スロヴェニアの高等教育における唯一の日本研究機関である。現在までに約200名余りの卒業生を輩出しており、卒業率は入学者の約30%であるが、これまでに2名の学生がディスレクシアだと自己申告し、いずれも中途退学した。



図：スロヴェニアとその周辺の国々
(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/oney/20080118/144771/>)

3. 学習障害（Learning Disability）とディスレクシア

スロヴェニアにおけるディスレクシアを取り巻く状況を概観するために、学習障害およびディスレクシアの定義と両者の関係を整理したい。学習障害とは、知的発達には大きな障害は見られないが、学習面で困難をもたらす様々な障害群を総称する。日本における学習障害の定義としては、1994年に全米学習障害合同委員会（National Joint Committee on Learning Disabilities）が示した定義を踏襲し、1997年に文部省によって定められたものが基準になっている。それによると、学習障害とは「基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害を指すもの⁴⁾」だと定められている。一方、ディスレクシアについては、学習障害の一つで「読み書きの学習レベルが年齢や知的発達、教育の程度から期待されるレベルより、十分に低い（具体的には1年半から2年以上の差を言う場合が多い）状態」（日本LD学会編2006）とされる⁵⁾。ディスレクシア⁶⁾は一般的には「読み書き障害」「識字障害」「難読症」と言われることもあるが、言語に関する特異的な学習障害である。

一方、スロヴェニアにおける学習障害およびディスレクシアの定義も、ほぼアメリカおよび日本における定義に準じる。スロヴェニアの教育・科学・文化・スポーツ省に設けられた学習障害調査グループによると、まず学習障害については「特殊学習困難」（specifične učne težave）として「初期の発達遅滞、および／もしくは、注意、記憶、思考性、協調性、伝達（言語、話す）、

読み、書き、正書法、社会的適正、感情の発達のいずれかの分野において欠陥を持つグループ」(Magajna ら 2008a) と述べられている。特殊学習困難はさらに二つのタイプに分けられ、一つは聴覚・視覚に関する困難、もう一つは視覚・筋肉運動に関する困難で、ディスレクシアは前者のタイプである。学習困難においては、視覚・聴覚の障害や知的障害、情緒障害などが複合的に見られることもあり、神経生理学的な障害が要因だと考えられることが「学校の授業についていけない」という一般的な学習困難と異なる。一方ディスレクシアは、聴覚・視覚に関する困難のタイプのうち、言語に関して障害がある状態を指す⁷⁾。後述する、ディスレクシアの法的適用を受ける基準になるスロヴェニア共和国教育研究所の定義によると、ディスレクシアは「特定の学習領域に欠ける子ども」というカテゴリーに入り、「中枢神経経路の機能の干渉により、集中、暗記、思考、強調、伝達に関する発達が遅滞」⁸⁾し、社会的適正や感情の成熟、また読み、書き、正書法、計算などに困難を示すと記されている。

ディスレクシアとは、一時的には神経生理学的な要因で読み書きに困難がある状態を示すが、ディスレクシアによる困難は、二次的に読む機会の減少、語彙の発達や知識増大の妨害などを導く。さらには、高等教育機関への進学や就職への道も狭まることがある。一方、ディスレクシアをめぐる対人関係や個人的体験が人格形成に影響を及ぼしたり、自信喪失(片岡 2008、片岡ら 2009)、対人関係の希薄化やゆがみ、社会との接触の低下などの問題を引き起こしたりする場合もある。

4. スロヴェニアにおけるディスレクシア研究

「学習障害」に関する動きは、1960年代アメリカで「学習障害を抱える子どものための協会」(Association for Children with Learning Disabilities)の設立が世界各国に波及し影響を与えたとされている(Torgesen 1998)が、スロヴェニアでも1970年代初頭から学習困難を抱える児童の例が報告されはじめた。スロヴェニアのディスレクシア研究の先駆者シャリ(Borut Šali)は、70年代に次々とディスレクシアに関する研究を発表した⁹⁾。このときに発表されたのは、ディスレクシアかどうか、またその程度を診断する基準、ディスレクシアを抱えた児童の評価表、様々な支援者のための具体的手引き、保護者に対する縦断的質問票などで、ディスレクシアに対処しかねている現場に指針を示したばかりでなく、その後の政策支援にも影響を与えた。また教師、臨床心理医、医師、そして保護者や周囲の人々の協力を強く訴えた。

スロヴェニアで特殊支援が必要な子どものために最初の施設が創立されたのは1840年であるが¹⁰⁾、その後1911年に首都リュブリャーナに、学習困難を抱える子どもを特別に教育する施設(Zavod za usposabljanje Janeza Levca (ヤネス・レウツ訓練研究所))が設立された。この施設設立の目的は「学習困難を抱える児童が無視されることなく、特別な支援を受けることによって、最大限の成長を可能にすること」(Zavod za usposabljanje Janeza Levca 2011)であった。ただし、軽度のディスレクシアや他の深刻な障害(難聴、発語困難症など)を併発していない児童は

特殊支援学校ではなく一般の学校¹¹⁾に通い、一般学校教育の枠組みの中で特別支援教育を受けている。

2005年には、スロヴェニア共和国の教育スポーツ省¹²⁾の教育改善局に「学習困難を抱える児童／生徒への対処に関する専門調査団」が結成され、それまで研究者が学術的に行ってきた学習困難を国家的教育政策の一つとして調査することになった。その結果、『小学校における学習障害に関する指針』(Strokovna skupina pri uradu za razvoj šolstva 2008)が出された他、学習困難の報告と展望(Magajnaら2008a)や「会話」を活動の重点に置いた指導教授法(Čačinovič Vogrinčič 2008)などが発表された。

5. スロヴェニアにおけるディスレクシアへの対応

スロヴェニアにおけるディスレクシアに対する行政的対処が具体的にどのように行われているか、国の法律、学校および支援団体の三つの現場における現状を概観する。

5. 1. 学習困難に対するスロヴェニアの教育制度

スロヴェニアにおいて特殊教育に関する法律が最初に制定されたのは1960年、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の時代である(Magajnaら2003)。この法律では、心身の発達に困難を持つ子どもに対する教育方針が制定され、そのうち重度な困難を持つ子どもは一般の学校から隔離し、前出のヤネス・レウツ訓練研究所のような特別養護施設で教育することが定められた¹³⁾。

1970年代に入り、学習困難やディスレクシアに関する報告例が増えたり、社会的認知度が深まったりするにつれ、それに対する対処法が論じられるようになった。先に挙げたシャリはディスレクシアの「早期発見・早期対処¹⁴⁾」(Šali 1975)を強く訴え、症状に応じた系統的訓練の必要性、ディスレクシアに関する教員の関心向上、周囲の人(教師、臨床心理医、医師、両親など)の協力を呼びかけた。

近年のスロヴェニアでは1996年に教育法が制定され、その後2000年、2006年、2011年に改正が行われる。それに付随して、学習困難を抱える子どものための法律は、1996年に発布、2000年、2011年に改正された。このような数多くの改正の背景には、スロヴェニア共和国の独立、EUへの加入(2004年)が理由として挙げられるだろう。

学習困難に関する最新の法律『特別な必要性がある子どもに関する法律』(Zakon o usmerjanju otrok s posebnimi potrebami 2011年版¹⁵⁾)を見ると、ディスレクシアは「特定の学習領域に欠ける子ども」というカテゴリーで表され、聴覚障害、視覚障害、運動障害、病気、ADHDなどとならんで法律適用の対象となっている。この法律は、学習支援が必要な子どもに適正な支援を与えること、両親の協力、個別指導の実施など従来の目標に加えて、子どもに最善の利益を確保することと、早期の支援・継続的な支援を明記している点が新しい。この法律の対象者は、週に5時間¹⁶⁾まで(そのうち1時間はカウンセリング)の特別支援授業を個別もしくはグループで受け

ることが保証されている。また、これらの子どもに対する評価でも、支援の必要に応じた評価基準と評価方法で行われることが求められている。

日本の大学入学試験に該当する高校卒業試験「マトウーラ (matura)」についても、学習困難を抱える子どもに対する法律が制定されている。最新の法律（2010年改正版¹⁷⁾）では、個室での受験、支援者の同席認可、最高50%までの時間延長に加えて、回答のために必要な補助器具¹⁸⁾やコンピュータの使用などの特別措置が認められている。

5. 2. 学校の支援

法律で保証されている特別支援授業や特別措置が必要な人のための高校卒業試験の適応を受けるために、特別支援を必要とする子どもは次のような手続きを行う。

まず学校や家庭において支援が必要だと判断された子どもは、特別支援の申請書をスロヴェニア共和国教育研究所 (Zavod Republike Slovenije za šolstvo) に提出する。その後、教育研究所は子どもが通う教育機関 (幼稚園、小学校、高校など) もしくは研究所に子どもに関する報告書の提出を要請する。その後、専門の審査委員会による子ども (必要に応じて子どもと保護者) の面接を経た後、支援必要の有無とその程度が診断される。子どもが通う教育機関では、その診断に基いて定められた時間内で特別支援を行い、年2回教育研究所と保護者に報告書を提出する。

特別支援授業は、法律で最高週5時間が保証されているが、これは困難の程度に応じて減少する。困難が大きい場合には5時間の支援が認められるが、困難が小さい場合には1～4時間の支援を行くことが決定される。ただし実際の特別支援授業は、当該の教育機関における支援が必要な子どもと特別指導員の割合によって遂行される。支援が必要な子どもが多く特別指導員が少ない場合には、個人授業ではなくグループ授業が行われる。また、個人授業ではあるが45分を2～3のブロックに分割して行われる場合もある¹⁹⁾。

5. 3. 地域・支援団体の支援

スロヴェニアでは、国が制定する法律、およびそれに準じて施行される学校教育、国立の教育研究所の他にも、ディスレクシアに関する様々な支援団体が活動している。その例として、ブラボー協会 (Društvo Bravo) と特別指導センター (Center specialnih inštrukcij) を挙げる。

ブラボー協会は、2002年にディスレクシアの専門家グループによって設立された。協会設立の目的は、ディスレクシアを抱えた青少年の学習支援や生活支援、ディスレクシアの問題解決のための教材や補助器具の開発、また制度を改善のための政府への働きかけである。この協会は、活動の対象をディスレクシアを抱える人や支援者だけでなく、ディスレクシアに関心を持っている人や教師・支援を志している人にも向けており、セミナーやワークショップなどの啓蒙活動やその広報活動も行っている。またヨーロッパディスレクシア協会のメンバーでもあり、ヨーロッパ諸国におけるディスレクシアをめぐる動向や法律改正などの広報も行っている。

一方特別指導センターは私立のセンターで、ディスレクシアとADHDを持つ青少年および成年

を支援の対象としている。この指導センターを訪れるのは、学校で施行される特別支援授業で達成すべき学習目標に到達できない児童・生徒や、法律上支援の対象から外れてしまう成年およびその支援者である。特別指導センターでは、それぞれの来訪者に合わせたプログラムで、特別指導員による訓練やカウンセリングが行われる。さらに成人に対しては、個人の困難の程度に応じてどのように社会活動に参加するかのカウンセリングも行われている。

6. 日本語教育を取り巻く環境に対する提言

シャリ（1975）でも提言されているように、ディスレクシアの症状を最小限にとどめるためには早期発見、早期支援が必要である。しかし、外国語として日本語を学習しはじめる人の多くは青少年であり、成人になってから学習を始める学習者もいる。したがって、スロヴェニアで制定されている法律や指導法をそのまま日本語教育を取り巻く環境に適用することはできない。しかし、スロヴェニアの事例からいくつかの提言を行うことは可能である。それを以下に述べる。

6. 1. ディスレクシアに関する認知を高めること

日本では、まだディスレクシアに関する社会的認知度は低い。近年、初等教育・中等教育に通う学習困難の子どもたちには文科省の政策制度やマスコミなどの影響によって関心と支援が向けられるようになったが、ディスレクシアを抱える成人への社会的認知度や理解は低いのではないだろうか。したがって、ディスレクシアの社会的認知度を高めること、日本語教育に関して言えば日本語教員養成の過程でディスレクシアについて取り上げることが必要だと考える。ディスレクシアとは何かを正しく知り、その症状や複合的に現れる症状を理解し、ディスレクシアの学生は「勉強を怠けている学生ではない」ことを知ることが、ディスレクシアを抱える学習者に対処する第一歩である。

6. 2. ディスレクシアを抱える学習者に対する法的整備

制度的に、ディスレクシアを抱える学習者に対する法的整備や支援内容のガイダンスを制定する必要がある。日本語能力検定試験では、既に1994年から特別措置が認められており、受験者が提出する「報告書」に基づいて時間延長・問題用紙拡大・聴解の速度遅延テープなどの措置がとられている（上田2003、上野ら2008）。これと同じように、日本語教育機関においても、ディスレクシアおよび学習障害の種類と程度に応じて特別支援授業や、支援要員（心理療法士やカウンセラー）の配置²⁰⁾を行うことができるように、制度を整えることが求められる。またその支援内容についても、各教育機関が個別に模索しながら行うのではなく、支援の内容や方法を共有する場を設けることが、効果的な指導に繋がるだろう。

6. 3. 学習評価基準の制定

上の法的整備に合わせて、ディスレクシアを抱える学生の評価基準を定める必要がある。文字の読み書きに困難を抱えるディスレクシアでは、一般の筆記試験の結果からは学習目標に不到達だと安易な判断をされかねない。日本語能力検定試験を始めとする試験では四技能において学習目標に到達しているかどうかを測るのが目的である。それに対しディスレクシアの学習者に対する試験や評価は、「何が習得できているか」という習得内容を推定的に判断し、それを学習到達目標と照らし合わせて評価する方法をとらなければならない。日本語教育に携わる教員には、そのための専門的知識と技能が求められることになる。

6. 4. 学習方法や補助教材・器具の開発

ディスレクシアを抱える日本語学習者にとって、他の日本語学習者と同じ学習方法や教材が効果的であるとは限らない。特に、読むことと書くことに困難を覚える学習者は、文字の習得や、似た字（「は」と「ほ」、平仮名の「か」と片仮名の「カ」など）の識別に問題がある。また一般に読むことよりも書くことの方に困難を訴える場合が多い。このような学習者に、単に読み書きの反復練習を強いるだけでは目標とする学習達成は望めない。

したがって、日本語教育の現場ではディスレクシアの学習者に対する学習法や補助教材の開発が必要だろう。しかしその前に、ディスレクシアの学習者にはそもそもの学習目標設定の見直しが必要である。例えば文字が書けなくても文字が認識できることを学習目標としたり、長文の作文が書けなくても口頭発表を行うことを目標としたりすることなどである。そこには、どこまでコース全体のカリキュラムや学習目標を維持しながら、可能な限り個人のニーズに対応するという教師の柔軟な対応が求められるよう。その上で、文字による負担を軽減した教材や、音声教材やコンピュータなどを活用した学習法を開発し、ディスレクシアを抱えた学習者の学習目標達成のために有効活用する必要がある。

7. おわりに

以上、スロヴェニアのディスレクシアに関する国家的な法整備と社会的な支援体制についての現状を概観した。スロヴェニアでは、本文でも触れたようにスロヴェニアの置かれている状況が変化しているために度重なる法律改正が行われているのに加えて、近年の経済不況のため学習困難な子どもへの支援削減が決められるなど、学習困難な子どもへの法整備は現在でも不安定な状態にある。しかし、特別支援に携わる指導員が皆、支援不足を訴えているように、学習困難を抱える人は困難の種類と程度に応じた支援を毎日必要としている。

学習困難を抱える学習者には、連携的な対応が求められている（Košir ら 2008、Magajna ら 2008、スロヴェニア共和国・学習困難を抱える子どものための法律 2011 年版など）。それは、教

師を始め、医師、指導員、心理療法士やカウンセラーや支援をする人などが連携して支援をする必要があるということであり、日本語教育においてディスレクシアおよび学習困難への対応を考えて行く際も同様に、日本語教師だけでなく、専門家医や支援をする人と協力して行うのが現実的であり効果的だろう。

また、学習困難は人によって種類や程度、複合的・二次的に現れる症状が異なることにより、現場では個別の対応が必要になる。日本語教育を取り巻く環境においては、全体的な法律の制度を整備させながら、同時に個別の事例に対して柔軟に対応できるように、対処の方法と活動の余地を残すことが重要になると思われる。

ディスレクシアをめぐるスロヴェニアにおける現状を概観することにより、日本語教育への提言を行ったが、これは学習障害を持った特異な一部の学習者のための提言に留まらない。「日本語学習を自己の可能性を切り開く分野として捉えている者」（上田 2003）は、何もディスレクシアを抱える学習者だけではなく、多くの日本語学習者が顕在的・潜在的に持っている感情ではないかと思われる。ディスレクシアを抱える学習者への学習法や対処法を考えることは、個々の学習者の背景を考慮しながら、指導法や指導内容を組み立てていくことに他ならない。ディスレクシアを抱えた一部の学習者のための日本語教育は、日本語教育全体の制度の整備や教師の日本語教育に対する姿勢の再考に繋がると考えられるだろう。

注

- 1) アルファベット圏でのディスレクシア人口は5～10%だと言われている。(BBC NEWS, 2004年9月1日版 <http://news.bbc.co.uk/2/hi/health/3618060.stm>、2012年9月17日参照)
- 2) スロヴェニアでディスレクシアを抱える人は重度の者が人口の約3%、軽度の者も含めると人口の約7% (Kavkler 2002b)、また重度のディスレクシアが原因で小学校を終えることができない子どもが2～3%いると言われている (Kavkler 2002a)。
- 3) スロヴェニア語は南スラブ語族の一言語である。同じく南スラブ語族に属する言語に、クロアチア語、セルビア語、ブルガリア語等がある。
- 4) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm (文部科学省、学習障害児に対する指導について (報告) 2012年9月17日参照)
- 5) ディスレクシアの定義の比較・検討については、池田 (2012) を参照されたい。
- 6) ディスレクシアには、発達性のもので後天性のものがあるが、日本語教育において報告されているディスレクシアはいずれも発達性ディスレクシアであると報告されている (上野 2008、池田 2012) ことから、本稿では「発達性ディスレクシア」をもって「ディスレクシア」という用語を用いることにしたい。
- 7) 厳密には、disleksijaは「読むことが困難な状態」を表し、「書くことが困難な状態」はdisgrafija、「正書法に沿うことが難しい状態」はdisortografijaであるが、一般的にはdisleksijaという言葉が「言語の運用が困難な状態」を代表して用いられている。
- 8) スロヴェニア共和国教育研究所 (Zavod Republike Slovenije za šolstvo) の定義 (<http://www.zrss.si/default.asp?rub=3504>) による。

- 9) ただしシャリは英語 (dyslexia) から借用した「disleksija (ディスレクシヤ)」という言葉ではなく、ドイツ語 (Legasthenie) から借用した「legastenika (レガステニカ)」という言葉もしくは「読み書き困難 (motnje v branju in pisanju)」という表現を用いていた。
- 10) この施設はイタリアとの国境の町ゴリツァに創設された。
- 11) スロヴェニアの教育制度は初等義務教育が9年間、中等教育が4年間である。1919年のユーゴスラビア王国の時代から1996年に教育改革が行われるまでは、初等義務教育の期間は8年間であった (Jug & Jovanovič 2000)。初等教育9年制は地方別に段階的に導入され、2011年にスロヴェニア全国への導入が完了した。
- 12) 前出の教育・科学・文化・スポーツ省の2005年当時における名称である。
- 13) その後1980年代ごろまではこのような状態が続いたが、1980年代を境に軽度の障害者や軽度の学習困難を抱える子どもは一般の小学校の普通学級や特殊学級でその他の子どもと一緒に教育を受けるようになった。ただしこの状態は現在 (2012年) 再び変化しており、障害者や学習困難を抱える子どもを再び特殊学校へ隔離しようとする政策が行われつつある。
- 14) ここでの「早期」とは、文字の読み書きを習得し始める「小学校1～2年生」を指す。なお1975年の教育制度では「小学校1～2学年」は年齢7～8歳にあたる。
- 15) <http://www.uradni-list.si/1/content?id=104630&part=&highlight=otrok+s+posebnimi+potrebami> (2012年9月17日参照) なお『特別な必要性がある子どもに関する法律』とはスロヴェニア語をそのまま日本語に訳したもので、これは一見不自然な日本語である。概念的には「特別な支援の必要のある子どもに関する法律」ということになる。しかし「支援の」ということばが用いられていない背景には、スロヴェニアにはディスレクシアを含む障害や問題を学校や制度、社会が「支援」していこうという体制ではなく、これらの問題を受け入れて学校や社会を整備していくという基本的な姿勢があるように思われる。これは明文化されているわけではないので筆者らの推測に過ぎないが、法律の文面や学校・卒業試験での対処法、また広く公共社会での障害者等に対する受け入れから窺われる。
- 16) 「1時間」は45分である。
- 17) <http://www.uradni-list.si/1/objava.jsp?urlid=201048&stevilka=2493> (2012年9月17日参照)
- 18) 「回答のために必要な補助器具」とは、例えば文字や数字を正しく書いたカードや文を1行ずつ読めるように穴を空けたカード、正しい語順で文が組み立てられるような器具が認められている。(ロマーナ・ムルン特殊指導センター長談)
- 19) 実際の個人授業の様子や教育現場に携わる人の活動内容については、稿を改めて報告したい。
- 20) 片岡 (2008) は、アメリカのランドマーク大学の事例を挙げて、学業面と生活面の両面から専門的知識を持つスタッフが支援していることを報告している。一般の日本語教育機関でこのような専門スタッフを常勤させることは現実的に不可能であろうが、日本語教育に携わる教師やスタッフがこのような専門的知識を付けることは可能である。

謝辞：この論文を作成するにあたり、石田敏子筑波大学名誉教授、マリヤ・カウクレルリュブリャーナ大学教育学部教授、ロマーナ・ムルン特殊指導センター長、リュエバ・スレディッチ臨床心理医、マリヤ・カウチッチ特別指導員 (以上2名、イワン・ツァンカル小学校勤務)、リュブリャーナ大学教育専攻の学生、ディスレクシアを抱えるリュブリャーナ大学日本研究

専攻の元学生たちなど多くの協力を得たことをここに深く感謝します。

参考文献

- Čačinovič Vogrninčič, G. (2008) *Soustvarjanje v šoli: učenje kot pogovor*. Ljubljana: Zavod Republike Slovenije za šolstvo.
- 池田伸子 (2012) 「発達性ディスレクシアを抱える日本語学習者への支援や指導につながる研究の必要性」『立教大学日本語教育センター 日本語・日本語教育』創刊号 pp. 21-46
- 池田庸子 (2004) 「学習障害(LD)を持つ留学生の受け入れと支援」『日本語教育』120 日本語教育学会 pp. 113-118
- Jug, J. & N. Jovanovič. (2000) Zakonske osnove izobraževanja mladine in odraslih od 1945 do 1990. In J. Jug (Ed.) *Prispevki k zgodovini izobraževanja odraslih (1945-1990)* (pp. 199-260). Ljubljana: Moderna organizacija.
- 片岡美華 (2008) 「学習障害のある学生への支援モデル：米国ランドマーク大学の例より」『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』pp. 37-47
- 片岡美華・玉村公二彦 (2009) 「高等教育における発達障害学生への導入・初年次教育 — LD・ADHD に特化したランドマーク・カレッジの場合 —」『奈良教育大学紀要』58(1)、pp. 57-67
- Kavkler, M. (2002a) *Poročilo o delu društva za leto 2002*. http://www.drustvobravo.si/web/index.php?option=com_phocadownload&view=category&id=4&Itemid=40, 2012年9月17日
- Kavkler, M. (2002b) *Policy and Practice in Slovenia*. (スロヴェニアディスレクシア協会ブラボーが2002年12月にヨーロッパディスレクシア協会(EDA)に加盟した時の挨拶文)
- 国際交流基金 (2011) 『海外の日本語教育の現状 日本語教育機関調査・2009年 概要』国際交流基金
- Košir, S. (2008) *Otroci s primanjkljaji na posameznih področjih učenja : navodila za prilagojeno izvajanje programa osnovne šole z dodato strokovno pomočjo*. Ljubljana: Zavod Republike Slovenije za šolstvo.
- Magajna, L., Kavkler, M., Ortar-Križaj, M. (2003). Adults with Self-Reported Learning Disabilities: Findings from the International Adult Literacy Survey on the Incidence and Correlates of Learning Disabilities in Slovenia. *Dislexia*, 9(4). pp. 229-251.
- Magajna, L., S. Pečjak, C. Pekalaj, G. Čačinovič Vogrninčič, K. B. Golobič, M. Kavkler, S. Tancig. (2008a) *Učne težave v osnovni šoli-problemi, perspektive, priporočila*. Ljubljana: Zavod Republike Slovenije za šolstvo.
- Magajna, L., M. Kavkler, G. Čačinovič Vogrninčič, S. Pečjak and K. Bregar Golobič, (2008b) *Koncept dela: Učne težave v osnovni šoli*. Ljubljana: Zavod Republike Slovenije za šolstvo.
- 日本LD学会編 (2006) 『LD・ADHD等関連用語集』日本文化科学社
- Šali, B. (1975) *Motnje v branju in pisanju*. Ljubljana: Zavod SRS za rehabilitacijo invalidov.
- 玉村公二彦・片岡美華 (2001) 「オーストラリアにおける『学習困難』問題の展開と早期対応 — クイーンズランド州の場合 —」『奈良教育大学紀要』(人文・社会科学系) 50(1) pp. 241-250
- Torgesen, J. K. (1998) Learning disabilities: An historical and conceptual overview. In B. Y. L. Wong (Ed.) *Learning about learning disabilities* (pp. 3-40). San Diego: Academic Press cop.

- 上田和子（2003）「日本語能力試験における障害者受験特別措置対応の現状と課題」『日本語教育センター紀要』13 国際交流基金 pp. 99-115
- 上野一彦他編著（2001）『LDの教育：学校におけるLDの判断と指導』日本文化科学社
- 上野一彦（2006）『LD(学習障害)とディスレクシア(読み書き障害) —子どもたちの「学び」と「個性」—』講談社
- 上野一彦・大隅敦子（2008）「日本語能力試験における発達性ディスレクシア（読字障害）への特別措置」『国際交流基金日本語教育紀要』4 国際交流基金 pp. 157-167
- Zavod za usposabljanje Janeza Levca. (2011) *Sto let Zavoda za usposabljanje Janeza Levca : 1911-2011i*. Ljubljana: Zavod za usposabljanje Janeza Levca.